

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：Jキッズプラネット鶴見保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
<p>法人の保育理念は「その子らしさを大切にその人らしさを求めて」となっており、これは園の保育理念ともなっています。園のモットーは園の名前のJKidsの頭文字をとって「J自分を大切に、K心やさしく、I いっぱいの笑顔で、D ドーナツみたいな輪（和）を広げ、S すくすくみんなで共育ち」としています。保育目標はこれをもとに作成されていて園のしおり「ごあんない」やパンフレット、ホームページに掲載すると同時に、保育室などにも掲示するなど職員・保護者に伝わるようにしています。基本理念や保育方針は入職の時点でしっかりと説明するだけでなく、日常の会議でも職員間で話し合っ周知を図っています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
<p>園長は区および市の私立保育園園長会に出席し、保育だけではなく福祉全般に関する行政の動向を資料とともに把握しています。また、市や区など行政からの各種通知は法人の神奈川県を管轄するエリア担当にも伝えエリア内での情報共有を図っています。園に関しては子どもの数、職員の動向、地域における園の置かれている状況などを分析し、月次報告として取りまとめたものを法人に挙げています。園の収支についても定期的にコスト分析などの結果を取りまとめて報告しています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a
<コメント>	
<p>法人の園長会議において、姉妹園を含めた神奈川エリアの経営状況が報告されていて、その中での当園の状況が比較評価されています。やや弱かった財務状況を、本年度、様々な経営努力により改善することが出来ました。これらの課題については法人だけではなく、職員にも話して理解してもらっています。職員配置については、補助職員として非正規職員も採用し、無資格職員に対しては資格取得の機会を与え、保育士として活躍できる取組みも行っています。経営課題については、大きくは職員の充足と育成であり、そのために法人のエリア長とも話し合っ、課題に取り組んでいます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
<p>園としての2021年度から2024年度までの3カ年の中期経営計画を策定しています。ここでは、重点課題を、保育サービスの質の向上から始めて、地域との交流・連携まで9つの重点課題を設定しています。それぞれの重点課題について、具体的な取組みを数項目ずつ記載し、全部で34項目を設定しています。ただし、どのような方法で各年度で具体的に取組みでいくかが明確ではありません。そのため、その計画の進捗状況を評価できる構造とはなっていません。数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価が行えることで、毎年見直し出来る構造としていくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は策定されていますが、中期計画を十分反映したものとはなっていませんが、内容としては、法人の基本方針を踏襲し、7つの大きな柱を構築しています。すなわち、丁寧に子どもを援助する保育と教育、園内外の安心と安全対策、保護者への支援と良好な連携・協力関係を作る、栄養士と進める「食育」、人材育成・研修、経営・管理をあげています。それぞれの項目に対し、具体的な活動をあげており、これらの課題は実行可能であって単なる行事計画とは異なります。ただし、成果を把握するための具体的な数値目標や、課題が設定されておらず、実施状況を把握し、評価できる構造となっており、今後の課題と言えます。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は園長と主任が職員の意見も取り入れて作成し、それを職員にも周知しています。しかしながら、事業計画の進捗状況を把握する仕組みは特に設定されていないため、期中に評価し、見直すことはしていません。事業計画は職員に説明し、理解を求めています。今後、計画策定時には期中の評価や事業計画を変更できる仕組みを作っていくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <p>事業計画そのものについて、保護者に直接説明する資料は特に作成していませんが、通常は4月の保護者会で園の方針等について説明の機会を設けています。しかし、今年度はコロナ禍のために保護者が一堂に会して保護者会を開催する機会を持つことが出来ませんでした。コロナ禍が収まったときには、保護者会で資料を作成して事業計画を説明していくことを考えています。事業計画のうち、保育や環境の整備等の主なものをまとめ、わかりやすい資料を作成して保護者会等で説明していくことが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>法人は、保育の質の向上に対して強い関心を持っていて、今年度の事業計画で「利用者満足度の向上を図り、地域から選ばれる保育園を目指す」としています。その取り組みの一環としてCS(利用者満足)、ES(職員満足)調査をそれぞれ実施し、保育の質の評価を高めていこうとしています。これらの調査に加えて、職員による「保育園自己評価」のチェックリストを作成し、職員全体としての園の評価も行っています。園長はこれらを取りまとめて「業務上の課題や能力開発の課題・対応」として、園長のコメントとともに保護者に文書を配布してフィードバックしています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>CS調査、ES調査及び保育園自己評価結果をもとに園長は課題をまとめ、整理しています。さらに、園長は自己評価結果から「業務上の課題や能力開発の課題・対応」という形で課題と、それぞれの課題に対する対応策をまとめています。これらは職員の行動指針ともなり、次年度の業務改善に結びつくものです。ただし、これらの対応策が年間の事業計画の中に取り入れられ、具体的な活動として記載されて、その実施状況を評価できる仕組みを作っていくことが期待されます。</p>	

Ⅱ 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長としての役割は運営統括責任者として目標を設定し、計画を立てて遂行し、さらに人材育成、労務管理を通じて組織の強化を図ることが使命とされています。これらについては職員会議などを通じて明確にし、取り組んでいます。保護者に対しては園日より保護者会などを通して園の方針や役割を伝えています。法人の職位・職階規定の中では園長が不在の時には副園長がその代理を務める規定となっています。ただし、今年度に関しては副園長は配置していないことから、主任がその役割を担うことになっています。	
	第三者評価結果
【11】 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長に対しては年に1回、法人による経営管理や法令に関して研修が行われています。園では時間外労働、休日労働、時間単位年次有給休暇制度など就業に関する各種取り決め、協定書を整備し、職員の就業環境を整備しています。新人研修では就業規則を中心に法人の作成した「桑の実会保育部ハンドブック」に基づいて遵守すべき法令等について研修を行っています。リーダー層に対してはパワーハラスメントの研修を実施しています。環境に対する取り組みについては、法人が実施している「ペットボトルのキャップと使用済みの切手を集めて世界の子どもたちにワクチンを届けよう」キャンペーンに積極的に取り組んでいます。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 月案、週案、個別指導計画については、各期ごとに保育士が振り返り、課題を整理し、次期の計画に生かしています。園長はこれらの記録のすべてに目を通し、必要であれば赤字でコメントを記載し、現場にフィードバックをしています。乳児会議、幼児会議などで議論し、課題を把握し、改善策について検討しています。保育の質の向上のために、保育士による自己評価、園としての自己評価を実施し、課題を明らかにしています。職員の質の向上についても、中堅職員のキャリアアップ制度に対応するためにも職員研修の充実に取り組んでいます。	
	第三者評価結果
【13】 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は職員の働き方、残業等の労務管理面及び経理・財務についてそれぞれ分析し、法人に月次報告としてあげています。園長はこれらのことが園の運営の基本にあることを認識していて、そのために力を入れています。例えば、職員の休憩室が園の建物の構造上確保できていないことから、現在の相談室や子育て支援室の使い方を工夫して、職員が食事や休憩するための場所を確保する努力を払っています。また、「お誕生休暇」という制度について現在検討しています。業務の実効性を上げるために、現在、ICT化について職員と話し合っって進展を図っています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 中期経営計画で労務環境の改善、人材育成を重点課題に設定し、本年度の事業計画では人材育成・研修を課題としています。そのために自己評価を実施し、職員の専門性を高めることを目標としています。その手段として「DO-CAPシート」という目標管理の仕組みを活用することをあげています。法人としては「ES向上委員会」を設け、働きやすい職場作りを視点に巡回指導や意欲向上、働き方を正当に評価する仕組み作りを図っています。人材確保のためにハローワーク、人材紹介会社を活用したり、非正規職員を採用するなどして人員の確保に努めています。	

	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
<p>法人の作成したハンドブックに「桑の実会が求める人間像」として13項目をあげ、新人研修の中で教育しています。法人では、職位職階別に求められる能力、必要な資格を明確化しています。さらに、その職位に就くためにはどのような条件を満たせば良いか、習熟に必要とする研修等が示されています。人事基準も、この中で定められており、職員は自己評価を実施し、その後、園長と面談し、成果や貢献度が評価されます。職員の意向や要望はこの過程で把握され、処遇改善につながっていきます。職員はこのようなキャリアパスが明らかにされていることで自分の将来像を描くことが出来ます。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント>	
<p>職員の労務管理の責任者は園長となっており、有給休暇の取得や残業時間に注意を払っています。園長は職員の健康状態には常に注意を払っており職員の状況を把握しています。また、年に2回、職員との面談の機会を持っており、職員の意向を把握しています。職員の悩み相談は、本部の保育部長に直接相談できる仕組みがあります。また、ストレスチェックを毎年実施し、問題がありそうな場合は、本部の産業医に相談できるようになっています。誕生日休暇制度を設けたり子育て支援室にスペースを作り職員の休憩場所として活用するなど働きやすい環境作りに努めています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント>	
<p>ハンドブックに期待する職員像が明記されています。職員一人ひとりには自己評価シートにより自分自身の知識、能力を評価しています。さらに年初には目標を設定し、面接シートに記載していきます。これに基づいて園長との面談により当年度の課題を明確にしていきます。ただし、設定された目標をいつまでに、どのような方法によってどの程度まで達成するかといった具体的な計画が策定されていません。そのために、中間時点などでどの程度進捗したかを把握することが出来ません。今後、より具体的に目標を記入できる方式を作成していくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント>	
<p>入職時にはハンドブックを用いて法人研修を実施しています。この中で、求められる職員像が提示されています。職員の能力開発のために、職位・職階別の業務一覧表が作成されています。求められる業務、具体的な能力、それを実行するための資格や研修が一覧の形で示されています。園では、それぞれの職員の能力開発のために、園内研修や法人による研修、さらに横浜市や神奈川県などの外部機関が実施する研修を受講させています。研修を受講した場合、研修報告書を作成しており、これを職員は自由に見ることが出来ます。研修報告書を園長がチェックし、内容を評価し次年度の研修計画に生かしています。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント>	
<p>園長は職員の自己評価票を確認しながら面談していて、職員の知識、技術水準を把握しています。最近では新人職員がいないので0JTの仕組みはありませんが、通常は幼児クラスリーダー、乳児クラスリーダーが助言したり、指導しています。職位・職階別に必要とする知識や経験が示されており、法人、園で研修機会を作っています。最近では栄養士、調理師が横浜市の研修を受けました。鶴見区で行われた障がい児の研修や、木製の造形おもちゃ、わらべうたの研修に職員が参加しています。研修に参加する場合、非常勤職員をそのクラスに補充し、研修に参加しやすいよう配慮しています。</p>	

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
Ⅱ-2-(4)-① 【20】 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>「保育実習にあたって」という実習生に配付するマニュアルの中に、「保育実習に対する基本的な考え方」を始めとする基本的な園の姿勢を述べています。この中では「実習プログラムの組み立てに当たって」「オリエンテーションでの確認事項」などが記載されています。</p> <p>通年は実習生を受け入れてきましたが、ここ2～3年はコロナ禍のために受け入れを中止しています。受け入れていた時には、それぞれの実習生の専門性に配慮したプログラムを用意し実習期間中も学校側と連携してプログラムを整備してきました。実習指導者に対する研修は特に実施はしていません。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1)-① 【21】 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人のホームページには保育園の理念、方針、事業報告、決算報告書等が掲載されています。さらに、法人傘下の保育園での苦情・要望の受付内容の対応とその後の経過を公表しています。入園説明会の上には「苦情申出窓口の設置」についての説明があり、この中に苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員の名前と電話番号が掲載されています。さらに鶴見区の子ども家庭支援担当等外部の窓口の電話番号も記載されています。園だよりを同じビルにある防災センターや鶴見中央中町会、小学校などに届けて見てもらっています。</p>	
	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1)-② 【22】 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園の運営規程、経理規定、給与規程が整備され事務処理が適切に行われるようになってきました。職務分掌に関しては各職務の職務内容が細かく記載されています。園の内部監査は本部の担当者が会計・事務監査を実施しています。これとは別に傘下の保育園の経理事務職が他の保育園の内部監査を実施し、お互いにチェックしていく仕組みを作っています。法人に対しては外部の公認会計士が監査を行っており、経営改善につながる助言を得ています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1)-① 【23】 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについては事業計画では「子育て支援」として記載されています。ただし、コロナ禍で地域との交流は困難な状況が続いています。従来ならば商店街の「よさこい祭り」、小学校の運動会などの行事を園のエレベータ前の1階の掲示板に掲載していましたが、今年は実施していません。ただし園では紙芝居、絵本等の貸出をするなど地域との交流に努めています。一方、鶴見区内の保育園のネットワークが構築されていて、園でも担当の保育士がいて、地域の保育園同士、公園で遊ぶことが計画されています。毎月第4水曜日の午前中、地域ケアプラザで地域の子どもを集めて出前保育に参加しています。</p>	
	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1)-② 【24】 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルが作成され、その中にボランティア活動について基本姿勢が記載されています。中期経営計画に鶴見中学校からの職業体験生徒の受入増大が明記されていて、通年は鶴見中学校より生徒の職業体験の受け入れを実施しており、学校教育への協力を行ってきました。しかし、現在はコロナ禍でボランティアが来てもらえる状況ではなく、受入態勢はあるものの、実際にはボランティアとの交流は休止しています。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
[25] II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>横浜市東部地域療育センター、横浜市中央児童相談所、鶴見区役所福祉保健センターこども家庭支援課など関係団体のリストは作成されており、職員に周知されています。療育センターとは要保護児童のいる関係で、区役所、児童相談所とのカンファレンスが実施されていて、毎年参加しています。虐待などが疑われる子どもの問題について区役所、児童相談所との連携が図られています。問題が見つかった場合には関係機関との連携がとれる状況が作られています。関係機関との定期的な連絡会の設置、地域とのネットワーク化は今後の課題と言えます。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
[26] II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の園長会議、横浜市園長会議、鶴見区園長会議に参加し、地域の状況把握に努めています。また、園で取り組んでいる子育て支援イベント、例えば育児相談、園庭開放、園でのお誕生日会への招待などの事業に参加された保護者に対して、手紙を出して園のイベントをさらに知らせたりしています。また、地域ケアプラザで開かれるイベントに出前保育といって紙芝居、読み聞かせなどを行っています。その場での育児相談などにも応じています。ただし、一般的な住民への相談事業は実施していません。</p>	
	第三者評価結果
[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域での生活困窮、生活問題等の支援・解決などの社会福祉法人として地域貢献に取り組むような実践活動は、現在実施していません。また福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動は事業計画等では明記されておらず、今後取り組む課題と言えます。その一方、同じビルにある防災センターとの連携で防災訓練を行っています。園では防災対策として食料備蓄を行っており、レトルト食品や飲料水などを保存しています。これらの保存食品類を地域の防災対策として活用してもらうことが可能です。ただし、防災センターとの間で文章でのやりとりを行っていないので、今後、双方で確認し取り決めていくことが期待されます。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
[28] III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育に関して、理念、基本方針、倫理綱領等を法人作成の「桑の実会保育部ハンドブック」に記載しています。ハンドブックは新任研修の際の他、毎年年度始めに読み合せ、園長が解説して周知しています。理念、基本方針等は園内にも掲示し、常に意識するようになっています。また、各種指導案に反映させていて、実際の保育場面で正しく実践されているかを園長が確認しています。問題がある場合は会議で話し合い、全員で認識するように努めています。全職員が「人権擁護のためのチェックリスト」を使用して自己点検し、それを園長が集計してまとめ、会議で問題提起して話し合っています。保護者に対しては入園の際に園の方針等を説明しています。</p>	
	第三者評価結果
[29] III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護については、年度始めの職員会議や、また日常保育の中で互いに確認していますが、明文化したものは作成していません。日々の保育場面では保育室にコーナーを設けたり、フリースペースを用意して、子どもが一人になりたい時には行けるようにしたりしています。また紙おむつ交換の際などには、手製の衝立を使用しています。子どもたちも承知していて、自分の紙パンツをもって衝立のところへ行きます。公園等で幼児がお漏らしをした場合には、他児に気づかれないように対処しています。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 園紹介のパンフレットを園の入り口においています。また横浜市子ども青少年局のホームページの中の「えんみつけ」から園の案内を見ることができます。見学希望者は4月から11月まで申し込みが可能で、一日最大5組の保護者を受け入れています。パンフレットを渡して園長が園の方針等を説明し園内を案内し質問を受けています。希望によって時間も調整します。パンフレットを渡すのみの場合もあり、電話対応もしています。	
	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 入園説明会の際に、園作成の入園のしおり「ごあんない」を使用して詳しく説明しています。「ごあんない」は大切な部分は字体を大きくしたり太字にしたりして理解しやすくしています。また用意する持ち物は、布団袋や、エプロン、手拭きタオルなどの実物をテーブルに並べてわかりやすくしています。配慮が必要な子どもについては、特に個人的に担任と園長が対応します。困っていることがあれば相談にのり、場合によっては関係機関を紹介し、入園の準備を手伝う場合もあります。	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 保育園を変更する場合の引継ぎ文書は定めていませんが、要求があれば職員が文書を作成しています。保育園を終了した後には、夏祭り等の行事の案内を出したり、卒園児は卒園前にチューリップを植えているので、咲く時期にお知らせを送ったりしています。また何か相談事があればいつでも園長や主任が対応します。	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 法人作成の利用者満足度調査（CS調査）を各園が実施し、法人のCS委員会で検討しています。園では利用者満足度調査の結果を園長が集計してまとめ法人に提出しています。法人の検討結果を園長と主任で検討し、園内に公表し話し合います。保護者会での意見や保護者からの相談は記録に残し、職員会議で検討します。また、日々の送迎での保護者とのコミュニケーションや連絡帳からも子どもや保護者の満足度を把握しています。しかし現在までのところ、具体的に改善が求められる案件はなく、その場で話し合ったり、職員が周知することで解決しています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 苦情解決の体制が整備されていて、マニュアルに詳細に記載されています。また園内にわかりやすいものを掲示し、保護者に対してはさらに入園のしおり「ごあんない」に苦情受付対応者、解決責任者、外部の対応窓口などを記しています。園内に苦情・要望受付のポストと記載用の用紙を設置していますが、苦情・要望は入りません。通常朝夕の保育士とのコミュニケーションや連絡帳で相互理解ができていますが、保護者からの意見等は各種職員会議で周知し、対応策などを話し合っています。園に対するものは園だよりで知らせることにしていますが、今のところありません。法人は各園の要望・苦情をまとめてホームページに公表しています。	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 保護者が相談しやすいように、朝夕の会話の他に、保護者会、保護者アンケート、保育参加・個人面談などを用意しています。連絡帳に記載されているものは担任が対応し、園長にも報告します。時間をとって話し合いたい場合には子育て支援室や事務室を利用して静かに話し合えるようにし、記録を残し、職員で共有します。	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕のコミュニケーションを大切にしていますが、降園時には担任が直接その日の子どもの様子を伝えるようにしています。また詳しい連絡帳は乳児用で、幼児用は出席のシール貼りや健康カードのほかにお便り欄を設け、簡単な連絡が出来るようにしています。継続的に多くを伝えたい場合にはノートも合わせて使用することができるようにしています。園内では日々午睡中に昼ミーティングを行い、その日の連絡事項を共有しますが、その際に保護者からの意見や相談事などがあった場合には必ず報告し共有し対応策を話し合い、必要な場合には資料を作ります。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの責任者は園長で、事故防止・対策マニュアルを備えています。このマニュアルは各クラスに置いて、新入職員は必ずこれを読みます。今回全員で再度内容の確認をしました。各クラスでヒヤリハット、けがの報告をし、主任・リーダーが取りまとめ周知しています。園作成の「施設安全配慮チェックリスト」があり、全体用と年齢別とそれぞれチェックし、安全対策に活用しています。また法人が全保育園のヒヤリハットを各園に回覧し、園内では他園での発生事故などについて話し合い予防策などを検討しています。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策の責任者は園長で、感染症対策マニュアルを備えています。新型コロナウイルス感染症の発生以来数々の対策を講じてきましたが、今年度はヒトメタニューモウィルス感染症の流行で、感染症マニュアルの内容を追加し、登園許可書を保護者に配布しています。全園で手洗い・うがい・玩具等の消毒を徹底しています。保護者へは感染者が出た場合その都度速やかに掲示をし、発症したクラス名も知らせています。保育中に発熱などの症状がでた場合には、保護者のお迎えを待つ間、事務室の奥で個別に対応しています。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアル備え、法人作成のBCP(事業継続計画)が策定されています。地域の防災センターと連携して協力して当たる体制があります。災害備蓄食品一覧をリスト化して保管し栄養士が管理しています。保護者に対しては園のしおり「ごあんない」に非常災害に関する必要事項を記載し、園では毎月1回災害訓練を実施し、年に1回保護者による引き取り訓練も実施しています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>ハンドブックで体系的に保育のあり方を記載しており、さらに虐待防止マニュアル、危機管理マニュアルなど各種マニュアルが整備されています。職員には研修や個別指導によって周知を図っています。また月間指導計画や週案の振り返りの時には、実施方法についても自己評価を行い、保育内容について確認しています。人権、プライバシーの保護や権利擁護についてハンドブックに記載がないので、改定していくことが期待されます。ただし、人権養護のチェックリストは実施し職員が意識して行動していることは確認できました。</p>	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント>	
<p>全体的な計画や年齢別指導計画は、年度末に主任と園長がチェックし、見直しています。その結果を職員に戻し、気になる点をチェックし、フィードバックしていきます。年間カリキュラムについては職員の自己評価や保護者の園に対する評価を参考にしながら見直していきます。ただし保護者からの意見や提案までは取り入れることは出来ていません。コロナ禍で保護者会自体が開催できる状況になっておらず、今後、開催できるようになれば、意見を出してもらえる機会が作られることが期待されます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
<p>指導計画は各年齢ごとに年間、月間指導計画が作成されており、最終責任者は園長となっています。各期の終了時には、その期の振り返りを行っており、次期の計画に生かされています。指導計画は全体的な計画に基づいて作成されており、日々の登降園の時や保護者との連絡ノートや日常的なコミュニケーションの中で意向を把握し、個別指導計画に反映しています。乳児会議、幼児会議の中でそれぞれの子どもの特性を話し合いながら指導計画を策定しています。要配慮児童については鶴見区や児童相談所との連携を図りながら適切な保育を実践しています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
<p>乳児や配慮を要する子どもについては個別指導計画を作成しており、月単位で振り返りを実施し、保護者等の要望や意見を参考にして課題を整理して次期の計画に反映させています。クラスごとの月間指導計画は職員会議、担当クラス保育士が行うクラス会議で振り返りを行っています。年間の指導計画の評価・見直しにあたっては年度末に実施している職員の自己評価も参考にしながら振り返りを行っています。新型コロナウイルス感染症による行政の対応の変化に対して、指導計画の見直しも検討しています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
<p>それぞれの子どもについて入園記録表が作成されており、入園後は児童票の経過記録に各年齢時の状況が記載されていきます。個別指導計画は記録として残されていますが、これに加えて園では「児童記録票」を作成しており、各年齢ごとに健康、食事、人間関係、環境、言葉、表現の6分野に分けて、具体的な行動・動作を数十項目明示して、出来ているかを保育士が2人で評価し、記録に残していきます。身体の発達状況は児童健康台帳に記録されています。これらの記録は鍵がかかるロッカーに保管され、園長が管理しています。パソコンは各クラスごとにファイルが作成され、職員間の情報共有がされています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>	
<p>個人情報保護規程が作成されており、子どもの記録は適切に管理されています。運営規程に個人情報の保管期間が記載されており、期間が過ぎたものについては適切に処理されています。管理記録の責任者は園長となっています。個人情報に関しては、職員の入職時に研修が行われ、保育士は個人情報保護の誓約書を提出しています。保護者に対しては個人情報保護に関して、入園のしおりに記載しており、園における個人情報保護の方針について説明をしています。子どもの写真が園のブログに掲載されることについて同意書をとって確認しています。</p>	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、法人の理念「その子らしさを大切にその人らしさを求めて」に則り、園のモットー、保育方針、保育目標を定めています。それに基づいて計画を作成しています。子どもの発達過程の他、保護者・地域支援、地域特性、特色のある保育、自己評価などの欄も設けています。これは年度末に全職員に配布し、変更部分があるかを確認し、更新しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は明るく、温度・湿度・換気などの管理をし、快適な状態を維持しています。また、施設内外の設備、用具、玩具などの衛生管理・消毒・点検に力を入れ、清掃チェックシートも活用して、安心、安全な環境作りに努めています。また保育室内は常に子どもたちの動きの導線と考えた配置を工夫しています。子どもたちは一人ひとり落ち着いて遊び、生活し、また押し入れの下でくつろいだり、寝転んだりもして、心地よく過ごしています。</p>	
A-1-(2)-②	第三者評価結果
<p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員は子どもたち一人ひとりの状態を把握していて、日々の状況も受け入れ時にとらえるようにしています。子どもへの対応は細やかで、まず受け止め、受け入れ、子どもの気持ちに共感しているため、子どもたちは安心して自分の気持ちを表現しています。おんぶや抱っこを求める幼児の甘えも優しく受け止め、子どもたちは満足すると自分から遊びに向かっています。しっかりとした信頼関係ができています。園として子どもに対する接し方や人権・虐待に関するチェックリストを活用して、定期的に職員一人ひとりの自己評価を実施しています。また園長は保育場面で気づいたことを会議で伝えます。そのようにして、園全体で法人の理念である「その子らしさを大切に」した保育を実践する園となるように目指しています。今回の保育観察では、子どもをせかしたり、制止したり、無理に皆と同じ行動を求めるような場面はありませんでした。子どもの思いを大切にしている保育が観察されました。</p>	
A-1-(2)-③	第三者評価結果
<p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちは0歳児クラスの時には、衣服の着脱や手洗い・手拭きなどを保育士にやってもらいますが、保育士が常に優しく声がけをしながらしているので、子どもたちは次第に自分でもやりたくなり、出来る部分をするようになります。1歳2歳と進むうちに、身の回りのことを自分からしようとするようになり、できることが多くなります。保育士は子どものやりたい気持ちを大事にして様子を見ながら待ち、今必要な部分だけを手伝い、子どもが自分でできた喜び、満足感を味わえるようにします。3歳児クラスになると、登園時の準備（荷物を自分のかごに入れ、タオルをタオル掛けにかけるなど）や衣服の着脱、排泄、手洗いなども自分でするようになります。毎日同じリズムで生活しているので大部分の子どもはすでにそれらが身につけています。さらに、こうすればもっとうまくできる、という工夫を子どもが考えています。一日の園生活では、活動と休息のバランスを配慮し、動と静の活動を組み合わせています。</p>	
A-1-(2)-④	第三者評価結果
<p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室内は、子どもが遊びを自由に選べるように、いくつかのコーナーを設定し、玩具などは自分で好きなものも取り出せるようにしています。朝夕は乳児は0,1,2歳合同、幼児も3,4,5歳合同で、それぞれ異なる年齢の子どもたちと混じりあって遊びます。幼児の保育室は5歳児室と、広い3,4歳児室の2室ですが、アコーディオンカーテンを開けると、開放的なワンルームとなります。子どもたちは好きなコーナーで集中して遊びこみます。保育士はそれぞれのコーナーを見守り、遊びに入りにくい子どもがいた場合には、声をかけたり仲立ちになって友だちの輪に入れるようにしたりします。トランプなどのゲームのコーナーでは子どもたちでルールを作ったりもします。公平でないルールを提案すると、ずるい、やめよう、などと批判が出ます。園の周囲には公園がいくつもあり、お散歩マップを作っています。全クラスが天気の悪くない日には散歩に出かけ、地域の人々と接し、交通ルールなども学び、体を十分に動かしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>0歳児クラスは、入園当初はベッドも使用して一人ひとりの生活リズムにあった一日が過ごせるように配慮します。年度後半になると全員が同じように行動できるようになります。それでも一人ひとりの興味・関心を把握して、自分で遊びを選ぶように室内を設定し、個別の指導計画を作成しています。その時々に関心に合わせた玩具を手作りしたりもします。運動能力が発達すると共に、幼児の広い保育室も、幼児の散歩中に使用し、思いっきり体を動かせるように計られています。保育士との応答的な関わりを大事にし、衣服の着脱や紙パンツを取り替える時などは必ず目を合わせて言葉をかけ、遊びの場面でも1対1の関わりを多くして、共に喜び笑い、愛着関係が育つようにしています。家庭との連携は朝夕のコミュニケーション、詳しい連絡帳を主にして、相互理解を図っています。比較的長時間過ごす子どもは、兄弟児がいれば一緒に過ごしたり、体調に合わせてゆったり過ごせるように、保育士と1対1で遊んだり、一人でも遊べる好きな玩具を用意したりします。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>1歳児クラスは0歳児クラスと一緒にワンルームを使用していて、臨機応変に部屋を区切ったり広くしたりして、1歳児の行動範囲が広がるように、探索活動が出来るように工夫しています。2歳児は単独の保育室なので、押し入れの下も遊び場として入れるようにしたり、時には幼児クラスに行って異年齢児の遊びを見たり一緒に遊んだりして刺激を受け、真似したりもします。どちらの保育室でも玩具や絵本を自分で取り出せて、他の子どもと隣り合って遊ぶ姿も出てきます。保育士は子どもの気持ちをよく聞いて、思いを言葉で表現してあげ、またいやなこと、やりたくないことはその子どもの気持ちに寄り添うように接しています。散歩は異年齢児クラスと一緒にいくことも多く、他クラスの保育士にもなじんでいます。乳児クラスは個別の指導計画を作成し、連絡帳も詳しく、朝の準備は保護者と一緒にするなど、家庭とは密接に連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>幼児クラスの保育室は、大きな長いワンルームですが、5歳児保育室と3,4歳児保育室との間にアコーディオンカーテンが設置されています。アコーディオンカーテンを閉めれば、一クラス用の独立した保育室と二クラス用の保育室にもなります。年度の初めには3歳児クラスが落ち着くまで独立した5歳児保育室を使用し、秋ごろからは5歳児クラスが就学に向けて使用します。しかし子どもたちの状況によって一日中ではなく、朝夕などは大きな長いワンルームにして子どもたちが好きなコーナーで遊べるようにもします。子どもたちはクラスでかたまることもなく、自由に異年齢児とも一緒に遊んでいます。3歳児から自分の色鉛筆やハサミ、粘土、縄跳びなどを持つようになり、4,5歳児の遊びを見て刺激を受けています。4歳児は5歳児の活動にあこがれ、3歳児を助けるなど、気持ちが広がる時期になり、友だち関係も広がります。5歳児は就学に向けて一斉活動もするようになり、遊びの発展やルール作りも上手になります。自分の目標を持ちながらも仲間との共同作業にも意欲を見せています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>園内はバリアフリーになっています。障がいのある子どもには毎月の指導計画を作成し、ねらいと詳しい配慮事項、反省を記載し、次月のねらいに反映します。また「集団への参加」の欄を設けてクラスの指導計画と関連付けています。子どもは集団生活の中で自由に活動しながらも、ルールや順番があることを理解するようになります。専門機関は民間の支援センターもあり、そこは子どもの状態によって週に何回か保育園で午前を過ごした後センターに通うことができます。また横浜市東部地域療育センターが巡回指導にまわってきて、子どもたちへのアドバイスを受けています。そのほか、鶴見区こども家庭支援課や中央児童相談所とのカンファレンスも適宜行われています。クラスの子どもたちは全く抵抗なく一緒に遊び、そのままの姿を受け入れています。他クラスの保育士や調理職員、事務室の職員なども必要な場合支援し、園全体で見守っています。家庭とは綿密に連携し、対応を一緒に考えるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>家庭の状況、また日々の家庭での様子を把握するようにし、前日の寝不足や体力的な面も考慮します。家庭で下の子どもに手がかかっている場合には、保育園で甘えを受け止めたりという配慮もしています。保育室はいくつものコーナーを設置しているので、ゆったりと一人で過ごすこともでき、また異年齢児と一緒に遊ぶこともできます。在園時間の長い子どもには間食、夕食を提供します。延長保育の引継ぎは引継ぎ簿で伝達し、担任以外の職員も保護者に説明できるようにしています。シフトの工夫で担任と話せる機会も作っています。各クラスの月間指導計画には「長時間保育」の欄を設けて配慮事項を記載しています。</p>	

	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-⑩</p> <p>【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携を記しています。保育要録の送付、近隣小学校との交流、小学校訪問、給食交流、保育園への招待の4項目ですが、コロナ禍のために保育要録の送付以外は不可能となっています。それに代わるものとして、小学校長と保育園長が就学に向けて連絡を取り合います。子どもに対しては、絵本を使って小学校の様子を伝えたり、地域の年長クラスとの交流、法人の系列園とオンラインでの交流を実施しています。保護者に対しては、5歳児クラスの就学前懇談会に法人の教育担当が来園し、小学校の様子を伝え、相談事・悩み事を聞くようにしています。今後は子どもたちがより現実的に小学校の様子を感じられるように、小学校と連携してコロナ禍においても実現できる方法を工夫していく事が望まれます。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>A-1-(3)-①</p> <p>【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保健衛生マニュアル、感染症マニュアルを整備し、各保育室にも備えています。年間保健計画を園として作成し、保護者向け「ほけんだより」は法人の看護師会グループが毎月発行し、その時々情報を伝えています。日々の健康状態は朝の視診と乳児は連絡帳で、幼児は健康カードで確認します。既往症などは児童保健台帳に記し、毎年更新しています。子どものけがなどはマニュアルに基づいて対処し、乳児の咬みつきなどは双方の保護者に伝え理解を求めます。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては職員には周知して乳児は呼吸チェックを、時に0歳児は午睡時に腹巻に呼吸チェック装置を入れて5分毎のチェックをしています。保護者に対しては入園の際に説明します。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(3)-②</p> <p>【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>健康診断、歯科健診は年に2回実施します。その結果は健康台帳に記録し、保護者には所定の用紙で伝えます。また園だよりに虫歯が何名など、健診の結果を知らせています。年間保健計画はそれを受けて、歯の大切さや歯の衛生を盛り込んでいます。また乳児クラスから食後の歯磨きと仕上げ磨きを実行しています。健康診断後に一人ひとりの健康台帳に記録し、職員には会議で周知します。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(3)-③</p> <p>【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>横浜市こども青少年局発行の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」、厚生労働省発行の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を備え、それに基づいて子どもの状況に応じて対応しています。食事に関しては、毎月献立表をあらかじめ栄養士、園長、担任、保護者で確認します。実際の食事の場面では除去食を提供し、まず調理室でアレルギー児毎のトレーを使用して名前・食材を添付し、ブルーのラップをかけて間違いのないようにしています。配膳時には調理職員と保育士でダブル・トリプルチェックをし、乳児の場合は保育士が子どもの食卓のそばにつきまします。幼児の場合は子ども自身も周りの子どもも理解しています。調理職員も保育職員も関連の研修を受講し、園内でも職員が講師となり「食物アレルギー児への対応について」と題して研修を実施しました。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>A-1-(4)-①</p> <p>【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>調理職員と保育職員とで年間食育計画を作成し、年間の保育目標、食育目標をたてています。それに基づき、月間の目標と年齢別の食育活動、クッキング活動、献立計画なども具体的内容を記して、取り組んでいます。食事の際には0歳児クラスでもその日のメニューをわかりやすく伝え、保育士が食べて見せて食欲をそるような雰囲気作りをしています。幼児クラスでは保育室にその日のメニューを掲示し、調理職員も折に触れて同席し、大豆はいろいろなメニューに変身するとか、その日の切り身の魚の全身の姿の写真を見せたりして、子どもたちの食に対する興味を育てています。食事はその子どもが食べられる量を配慮して、食べきった満足感を持てるようにしています。給食だよりを毎月発行して園の方針や特徴、必要な情報を家庭に伝えます。調理職員が保護者と接する機会を日常的に作り、園のメニューで人気のあるもののレシピを用意して希望者に配布したりもしています。</p>	

	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>献立は園の栄養士が作成します。以前は1か月周期のものでしたが、今年度の9月から2週間サイクルに変更しました。1週目に子どもたちの様子をつかんで3週目に切り方や味付け、付け合わせ、食材の小さな変化などを工夫し、子どもが食べやすくなるようにし、残菜を減らし成果を上げています。残食はクラスではクラスごと、給食室では全体を記録しています。年間食育計画に月ごとの旬の食材を記し、季節感のある献立になるようにしています。また毎月各種地域の郷土食を取り入れたり、世界のメニューと称して各国の特色あるメニューを入れたり、年間の行事食、夏祭りにはお弁当バイキングを企画したりと、変化のある献立作りをして、子どもたちの楽しみとなっています。調理職員はほぼ毎日子どもの食べる様子を見にいき、子どもたちと親しみ、子どもの声に耳を傾けています。衛生管理としてはマニュアルを整備し衛生管理を適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児は詳しい連絡帳を使用して家庭と園の生活を共有するようにしています。幼児クラスになると連絡帳は出席シールをはり、健康カードでその日の状況を伝え、簡単なお便り欄を入れていますが、家庭によってはさらにノートをつけて園との連絡を密にしている保護者もいます。保護者との連携は連絡帳と朝夕のコミュニケーションを主にし、その他年に2回の保護者会、希望者の保育参加、行事の招待などがあります。年度始めの保護者会では保護者に重要事項説明書、クラスの年間指導計画、保育園における個人情報の方針も配布し、個人情報に関しては同意欄に署名をもらっています。また園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりなどを毎月発行し、園の方針や保育内容の理解が進むように努めています。特にクラスだよりは保護者と子どもの成長を共有できるように、子どもたちが活動している写真を多く取り混ぜて、保育の様子を伝えています。保護者との情報交換は必要に応じて記録しています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園全体で保護者との日々のコミュニケーションを大切にし、保護者が気兼ねなく何でも話せるように心がけています。保護者からの相談は簡単なものは担任が送迎時に受け、ゆっくり話したい場合は事務室を使用します。担任はすべて園長に報告し、必要な場合は園長や栄養士も話し合いに参加します。園の理念に基づいて丁寧に対応し信頼関係を築くように努めています。相談内容や個人面談の内容は記録しています。今回の保護者アンケートでは、保護者の園に対する信頼感が表されていて、総合満足度は95%以上となっています。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>横浜市発行の「子ども虐待防止ハンドブック」及び法人作成の「児童虐待防止マニュアル」を備え、「児童虐待防止マニュアル」には「気になる子どもの発見シート」「事例集」を添えています。これらは毎年改めて職員会議で大切なポイントを周知します。法人作成の「人権及び虐待行為のチェックリスト」があり、年に2回全職員が19項目について自己評価をし、意識を高めるようにしています。日々の保育では午睡時に身体チェックを心がけ、疑わしい場合は保護者に確認します。支援が必要な家庭は園長が積極的に関わり、園全体で見守り体制を作っています。関係機関は鶴見区こども家庭支援課、中央児童相談所で、連携しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>保育士は毎月の指導計画に、ねらい、前月の子ども様子、自己評価を文章で記載しています。それを基に、年度末に保育士としての個人の自己評価を、達成◎、十分ではないが達成○、不十分△の3評価で、約20項目について記入します。これは調理職員用、事務職員用もあり、全職員が年に1回自己評価を行う仕組みを作っています。それを園長が集計し、保育園の自己評価をA、B、Cでまとめます。それをもとに、その年度の「業務上の課題や能力開発の課題・対応」として、保育、調理、事務別に文章化しています。これは個人の課題をまとめたもので、もう一歩進んで職員全体会議で話し合い、保育所全体の保育実践の自己評価につなげていくことが期待されます。</p>	